

名誉会員選考規程

昭和 57 年 5 月 17 日制定

昭和 60 年 5 月 20 日改正

平成 26 年 5 月 11 日改正

(根 拠)

第 1 条 一般社団法人熊本県放射線技師会定款第 5 条に基づき、本規程を設ける。

(趣 旨)

第 2 条 正会員の中で、本会に特に功績があり、人格識見ともに会員の規範となる者を、この規程により選考する。

(選考基準)

第 3 条 前条の趣旨を満たし、かつ細則第 1 条各項に該当する者とする。

(選考方法)

第 4 条 会員の推薦する者の中から、選考委員会候補者を決定する。

(選考委員会)

第 5 条 選考委員会は、表彰規程第 5 条の表彰委員会を準用する。

附 則

- 1 本規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得るものとする。
- 2 本規程は、平成 26 年 5 月 11 日より施行する。